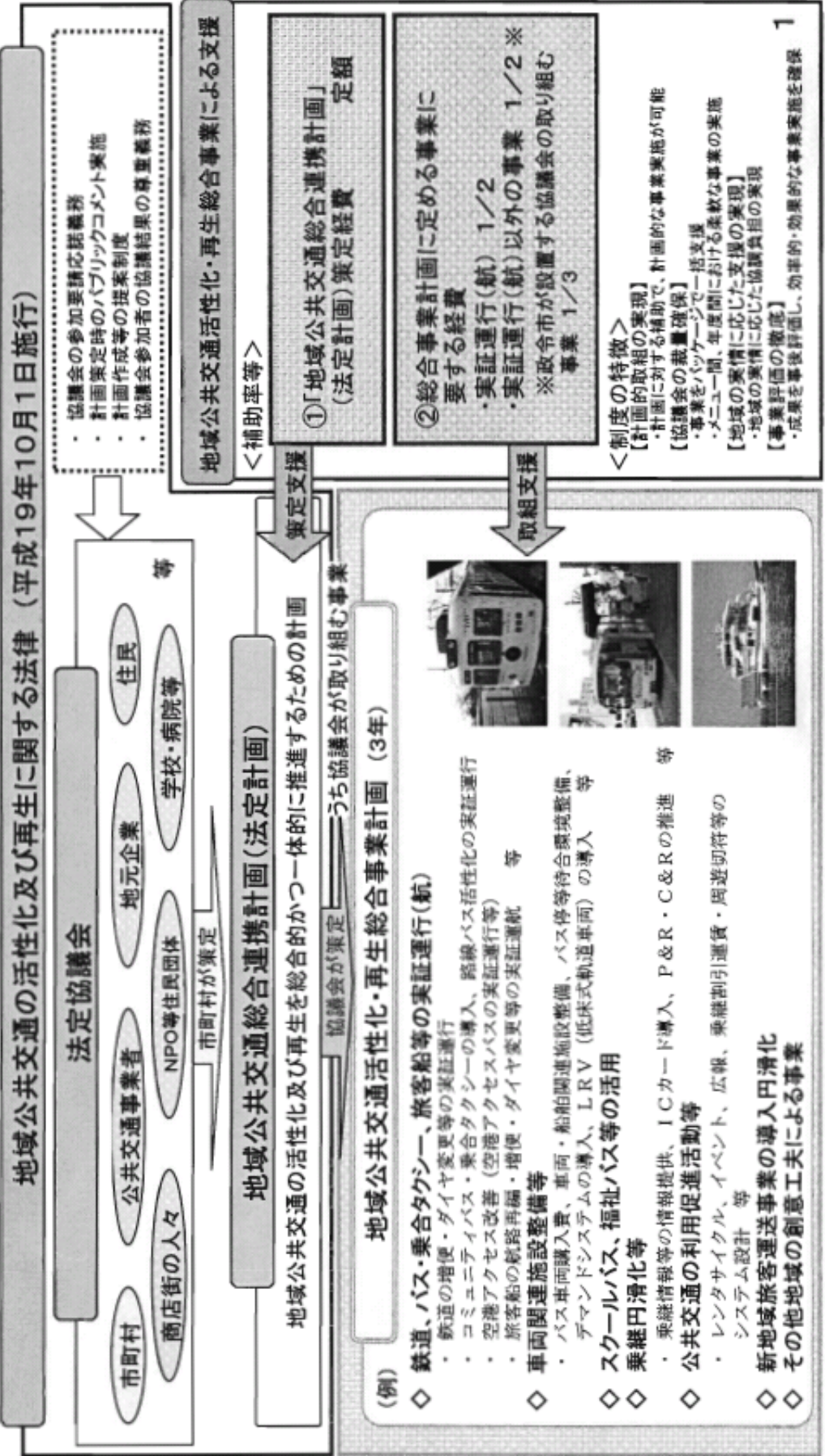


地域公共交通活性化・再生総合事業

21年度当初予算額 4,400百万円
補正予算額 2,524百万円

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組み地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。



地域活力基盤創造交付金制度について

1 地域活力基盤創造交付金

道路特定財源の一般財源化に際し、地方からの要望も踏まえ、地方からの要望も踏まえ、地域の活力の基盤の創造に資するよう、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業も対象とした新たな交付金制度（平成21年度創設）

平成 21 年度予算額
9,400 億円（一般会計）

2 制度内容

- (1) 目的 地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組を支援することにより、地域の活力の基盤を創造する。
- (2) 交付対象 都道府県 市区町村（交付期間 おおむね3～5年）
- (3) 対象事業

